

函館短期大学 単位認定の方針について

単位認定の方針は、本学における単位修得、学修到達度の評価方法、成績評価基準および単位の認定について、「函館短期大学学則」および「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程」に定められた内容ならびにシラバス（授業計画等）に基づいて記載するものです。

本学の教育課程における単位認定にあたっては、各学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーならびにカリキュラムマップを踏まえた当該授業科目の位置づけとして相応しい到達目標を設定しています。これに照らして実施する試験にて学修到達度を評価し、合格することで単位修得を認定します。

（単位修得）

履修する授業科目の単位を修得するためには、当該科目時数に対して5分の4以上の出席を必要とします。さらに、当該科目のシラバスに明記された試験（筆記、口述、論文、実技その他の試験）に合格しなければなりません。試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とします。なお、追試験の成績（評点）の最高点は、欠席事由の内容により100点または80点に区別されるものとし、再試験の成績（評点）の最高点は60点とします。また、本学規程に基づき他大学等で修得した単位の認定を申請することができます（函館短期大学学則 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業 第12条、第12条2.、第12条の2、第16条及び成績評価に関する規程第3章 履修登録手続き（履修科目の単位修得）第11条、第11条2.、第11条3.に基づく。）

（評価方法）

成績評価の方法は、筆記、口述、論文、実技その他の試験ならびに学習意欲等によるものとし、その内容については各授業科目の担当者がこれを定めます。成績評価の方法とその内容および成績評価の基準はあらかじめシラバスで学生に明示され、これらに基づいた学修到達度にて厳格かつ適正な成績評価を実施します。

（函館短期大学学則 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業 第12条及び函館短期大学履修及び成績評価に関する規程第4章 成績評価（成績評価の方法及び評価基準）第12条、第12条2. に基づく。）

なお、成績発表後に学生が自身の成績評価に関して教務課で照会できるように備えることで、成績評価の透明性を確保します。

（成績評価と評価基準）

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格として単位修得を認定します。成績評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階をもって表し、不可は不合格とします。成績の評価基準は、各授業科目のシラバスに明記されたルーブリックに基づく学修到達度に従います。（函館短期大学学則 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業 第16条及び函館短期大学履修及び成績評価に関する規程第4章 成績評価（成績評価の方法及び基準）第12条、第12条2.、（成績の表記）第13条に基づく。）